

国民健康保険税の課税限度額

及び軽減判定基準が変更になります

▽国民健康保険税の課税限度額の変更について(表1)

国民健康保険税は、前年中の所得金額等から所得割額を算出した額に、均等割額・平等割額が合算され、医療分・後期高齢者支援金分・介護分

でそれぞれ算出された金額の合計が1年間の税額となります。ただし、それぞれ課税限度額が設定され、課税限度額以上は課税されないことになっていきます。

▽所得が少ない世帯に対する軽減判定基準の変更について(表2)

国民健康保険税の均等割・平等割額は、世帯の所得に応じて7割・5割・2割の軽減があり、今回、軽減対象世帯が拡大されます。

※平成30年度の国民健康保険税は、税率の改正はありません。保険税は必要とされる医療費等をもとに決定するため、医療費が増加すると納める保険税も増加します。医療費の適正化のために、かかりつけ医・薬局をもつ、重複受診はしない、ジェネリック医薬品を利用するなど、上手に医療機関を利用しましょう。

※問合せ先

税務課 住民税係

☎92-7918

住民課 保険年金係

☎92-7934

表1 国民健康保険税の課税限度額

区分	改正前(平成29年度まで)	改正後(平成30年度から)
基礎課税分(医療分)	54万円	58万円
後期高齢者支援金等課税分	19万円(変更なし)	
介護納付金課税分	16万円(変更なし)	

表2 国民健康保険税の軽減判定所得の基準

区分	改正前(平成29年度まで)	改正後(平成30年度から)
7割軽減基準額	基礎控除額33万円(変更なし)	
5割軽減基準額	基礎控除額33万円+27万円×被保険者数	基礎控除額33万円+27万5千円×被保険者数
2割軽減基準額	基礎控除額33万円+49万円×被保険者数	基礎控除額33万円+50万円×被保険者数

ひとり親家庭等医療費の一部負担金を全額補助します

ひとり親家庭等医療費助成事業は、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上をはかる事を目的として、現在は、1人につき各月5000円の自己負担分を除いた額を助成しています。

今回、町独自施策として、平成30年4月の保険診療分の生活の安定と福祉の向上をはかる事を目的として、全額補助します。

申請は、受診した月の翌月以降に、ひとり親家庭等医療費助成申請書に領収書を添付して提出してください。

※問合せ先
こども課 こども家庭係
☎92-7968

国民健康保険に加入されている方へ

脳ドックを受診しませんか

脳ドックは、自覚症状のない脳及び脳血管疾患、あるいはその危険因子の発見に有効だといわれています。受診を希望される方は、基山町保健センターまでお申し込みください。申込みは、代理の方でも結構です。電話による申込み不可。

▽対象者

次の①～⑤をすべて満たす方

①国民健康保険被保険者

②昭和18年6月2日生～

③昭和53年4月1日生の方

④国民健康保険税に滞納がない方

⑤町の特定健診又は一日人間ドックを受診しない方

(既に予約している場合)

は、キャンセルをお願いいたします。

▽申込み期間
5月7日(月)～11日(金)
午前9時～午後5時

▽定員 65名

▽持参するもの
国民健康保険証(受診希望者本人のもの)

▽指定医療機関
・やよいがおか鹿毛病院
・大島病院

▽受診期間
6月1日(金)～

▽個人負担額 1万円

※問合せ先
基山町保健センター
☎92-2045

平成30年度基山町臨時的任用職員（一般事務）を追加募集します

町では、正規職員の育児休業等により欠員が生じ、代替職員が必要な場合に、期限付きで任用し、正規職員と同様の業務に従事する臨時的任用職員を追加募集します。

▽申込み締切日

5月31日（木）必着
（土・日曜日を除く）

▽試験について

・日時 6月11日（月）

午前8時30分開始

・場所 役場3階 会議室

・内容 面接試験、作文試験、パソコン操作試験、

適性検査

※日時・場所等については変更

になる場合があります。

▽登録予定人員 一般事務：若干名

▽採用について

一定の基準を満たした受験者を合格とし、採用候補者名簿に登録します。臨時的任用の必要が生じた際に、登録者の中から採用します。採用候補者名簿登録の有効期間は、平成31年3月31日までです。

現在採用を予定している臨時的任用職員は次のとおりです。

健康保険法、厚生年金保険法の被保険者になります。

▽採用予定職種 一般事務

▽任用期間・採用予定人員

7月10日から6か月・1名

※任用期間は更新する場合があります。

▽受験資格

パソコン（ワープロ及び表計算ソフト）の操作ができる方（学歴不問）

▽勤務条件等

・勤務時間・休暇等

午前8時30分～午後5時15分（休憩時間は正午～午後1時）

▽申込書の提出方法

申込書に必要な事項を記入し、写真欄に申込み6か月以内の撮影した本人の写真を貼って、総務企画課行政係までご提出ください。郵送で申込みの場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用申込み」と朱書きし、必ず書留郵便でお送りください。

▽申込書の提出方法

申込書に必要な事項を記入し、写真欄に申込み6か月以内の撮影した本人の写真を貼って、総務企画課行政係までご提出ください。郵送で申込みの場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用申込み」と朱書きし、必ず書留郵便でお送りください。

※年次有給休暇等の諸休暇あり

・勤務地 基山町役場

・給料

月額14万2,600円を基準

に、経歴により、この額以上になることがあります。（上限は、月額18万5,800円）

このほか、期末勤勉手当、時間外勤務手当、退職手当、該当者には、通勤手当、住居手当等の諸手当が支給されます。

※問合せ先

総務企画課 行政係

09217915

社会保険等

健康保険法、厚生年金保険法の被保険者になります。

申込書・採用試験実施要綱は総務企画課行政係で配布ほか、基山町ホームページからもダウンロードできます。郵便請求の場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用試験申込書請求」と朱書きし、宛名を明記した定型の返信用封筒（A4サイズの入る大きさ）に、120円切手を必ず貼って同封してください。

基山中学校補充学習等支援事業の講師を募集します

町では、基山中学校の生徒の学力向上と学習習慣の促進を図るため、6月から補充学習を行います。そこで、中学生の基礎的な学力補充の援助をしていただけの講師を募集します。希望される方は、写真を貼った履歴書を持参又は郵送で提出してください。（履歴書はホームページからも取得できます。）

▽勤務時間

平日（週2回）

放課後の1時間30分程度

・土曜日（月1回）

午前中の1時間30分程度

・長期休業中（夏休み）

午前中の1時間30分程度

▽申込み締切日

5月21日（月）必着

（土・日曜日、祝日を除く）

※申込み・問合せ先

教育学習課 学校教育係

09217980

資格、年齢及び住所は不問

学校給食センターからのお知らせ

生ごみ再生肥料を無料配布します

基山町学校給食センターでは、生ごみの再資源化の取り組みとして、給食センターの生ごみを肥料に変える生ごみ処理機を設置し、生産された肥料を無料配布します。（数量限定）

11月21日（水）、平成31年1月16日（水）、3月20日（水）

午前9時～なくなり次第終了

▽配布場所

基山町学校給食センター

※問合せ先

教育学習課 学校教育係

09217980

5月16日（水）、7月18日（水）、

09217980